

公費に関するよくある問い合わせ

項番	質問	回答
1	生活保護受給者の公費負担者番号・受給者番号を入力しないで請求してしまった場合、どうすればいいですか？	生活保護受給者の公費負担者番号・受給者番号を入力せず請求しても、別の事由がない限り返戻にはなりません。 返戻にならず、審査決定している場合は、該当保険者に過誤の申し立てを行ってください。
2	生活保護受給者の過誤の申し立て先はどこですか？	介護保険と生活保護の併用(第1被保険者)・・・該当保険者 生活保護単独(第2被保険者)・・・該当福祉事務所
3	サービス別の算定可能な公費に関する資料はどこにありますか？	WAMNET(ワムネット)に掲載の令和3年4月27日付、厚生労働省事務連絡「「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」の一部訂正について」をご確認ください。
4	生活保護併用受給者で、福祉事務所発行の介護券により本人支払額が、16,000円ある場合の請求方法はどのようになりますか？	15,000円までを本体報酬にかかる公費本人負担額に充当し、残額がある場合は、その額を特定入所者サービス費における公費本人負担額に充当(1,000円)します。
5	生活保護の請求を忘れてしまい介護保険分の9割だけを請求しました。公費分の1割を追加請求することができますか？	該当保険者に過誤の申し立てを行い、過誤決定後、再請求してください。 ※給付管理票については、公費負担者番号を入力する欄がないため、修正等の必要はありません。
6	月の途中で生活保護受給者に該当する場合の請求は、どのようにすればいいでしょうか？	○サービス事業所 生活保護併用被保険者の場合は、被保険者番号に変更はないので、同じ被保険者として生活保護期間分とそれ以外の期間に応じて一枚の明細書で請求します。なお、生活保護単独被保険者の場合は、被保険者番号が変更となるので、日数に応じてそれぞれの被保険者番号で請求します。 ○居宅介護支援事業所 生活保護併用被保険者の場合は、被保険者番号の変更はないので、通常通り、保険者へ請求します。なお、生活保護単独被保険者の場合は、被保険者番号が変更となるので、それぞれの番号で給付管理票及び居宅介護支援費を請求します。全額、保険請求のため、公費負担者番号、公費受給者番号の記載は不要です。
7	月の途中で生活保護単独(第2被保険者)が65歳の誕生日を迎えた場合、どのように請求すればいいでしょうか？	65歳になると「生活保護単独(第2被保険者)」から「介護保険と生活保護の併用(第1被保険者)」となり、被保険者番号も変わるため、給付管理票・請求明細書・支援費はそれぞれの被保険者番号で請求します。
8	月の途中から生活保護受給者に該当する場合、特定入所者介護サービス費の請求は月のいつからになりますか？	特定入所者介護サービス費は、月単位の登録となりますので、認定証をご確認ください。
9	審査決定済ですが、遡って月の途中から生活保護適用(介護保険併用)になった方の給付管理票とサービス事業所の請求明細書の対応はどうしたらいいでしょうか？	サービス事業所の請求明細書は、該当保険者へ過誤の申し立てを行い、過誤決定後、生保併用の請求明細書で再請求を行ってください。また、月額包括報酬サービスの利用者の場合は日割請求となりますので給付管理票の修正が必要になりますが、月額包括報酬サービス以外の場合は給付管理票の修正は必要ありません。なお支援費については訂正の必要はありません。